

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 4 1 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

令和元年 5 月 27 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

文化観光商工部観光課

第 2 監査の期間

平成 31 年 4 月 22 日（月）、23 日（火）、24 日（水）

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。

- ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

1. 契約事務について

予定価格が、契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合には、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。

【意見】

1. 財産管理について

財産台帳には、新旧の調書が混在しており、現況の把握が困難な施設が見られたので、再度確認を行い整理しておく必要がある。また、川内峠や京崎公園において、未登記の用地が残っていた。これらは、原野の一部を購入している事案で分筆作業が必要であったことから、未登記となっているものと推察されるが、早期解消に努められたい。

2. 施設の管理について

半元キャンプ場については、施設の管理と使用料の徴収も併せて業務委託を行っている。領収書について利用者から不要との申し出があった場合、領収書を作成していない事例が見られたので、領収書については、全て連番を付し作成するようすべきである。

3. 平戸城トイレ改修工事の入札執行について

本工事の入札執行にあたっては、1回目の入札には6社を指名したものの、5社が辞退したため入札を中止している。2回目の入札では業者替えで6社を指名、う

ち1社が指名辞退し5社で入札するも予定価格を超過、2度目の入札ではうち1社が辞退、4社で入札するも予定価格超過で不落となった。その後、随意契約のため3社から見積書を徴取したが、それでも予定価格超過のため不落となった。これらのことから、設計にあたって、工事箇所や内容等が実態を考慮した設計となっていたのか検証されたい。

次に、設計変更による予定価格を引き上げ、6社を指名したが、4社が指名辞退で2社での入札となり、うち1社が落札し契約を結んだ。この6社は1回目の指名業者と同一であり、指名辞退した4社も同じであった。再入札時の業者指名にあたっては、前回の執行状況等を考慮すべきものと思われる。

4. 市内周遊定期観光バス事業について

本事業は、年度により周遊コース、利用料金、運行日数に違いがあり、年度別の利用状況を単純に比較することはできないが、平成25年度から平成27年度までの平均乗車人数は約4人であり、平成28年度から平成30年度までの事業内容は次のとおりである。

年度	乗車人数	平均乗車人数	運行回数	周遊コース	事業費(千円)
28年度	584	5.8	100	2	5,290
29年度	401	7.5	53	1	2,000
30年度	1,198	6.6	180	1	4,700

事業費(委託料)を乗車人数で除した、1人当たりの委託料は、平成28年度は9,058円、平成29年度は4,987円、平成30年度は3,923円となっている。

また、乗車人数が少ない理由としては、周遊バスでの拘束時間と観光客の旅行時間がかみ合わないなどの理由が考えられるが、再度観光客のニーズを調査するなどして本事業の経済性、有効性を検討されたい。

第6 むすび

本市の平成26年以降の観光客数の推移をみると、毎年170万人台を維持しており、平成30年における宿泊客延滞在数は、前年に比べ増加傾向にある。これは、平成30年7月の世界文化遺産登録(長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産)による情報発信効果もあるが、自然景観などの地域資源を活用した取り組み、宿泊施設のリニューアル、個人や家族旅行者のニーズの取り込み、外国人旅行者への対応などが功を奏したものと思われる。これら宿泊客の増加は、主に平戸地区における大型ホテルへの集客が要因となっている。

また、平戸藩の四季めぐりなどの年間を通したイベントの開催も一定好評であることや観光施設、教会などへの入場者数も総じて増加しているが、これまで県外からの交通アクセス対策が問われていた。こうした中、市外からの公共交通機関等を利用した宿泊客に対し、交通費を支援する公共交通機関等利用促進事業は、市内宿

泊へのインセンティブにつながったと思われる。

一方で、所管課職員の年次有給休暇及び振替休日について、恒常的にほとんど取得していない状況も見られた。平成31年4月から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行されたのに併せて、副市長名で各所属長に対し年次有給休暇の取得促進に努めるよう通知がされており、職員の健康管理には十分配慮しながら適切な労務管理のもと事業の推進に努めていただきたい。

所管課では、観光事業の柱として国内外からの誘客促進を掲げており、地域資源を活用し、効果的、効率的な集客を図る「稼げる」観光地域づくりを推進しようとしている。

今後、平戸版DMOの設立も視野に入っており、商工、農林水産業、宿泊・飲食業及び交通産業分野における事業者など、多様な関係者との連携及び地域住民の理解・協力のもと、令和という新しい時代に即した観光地域づくりに邁進されることを望みます。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。